

**【文部科学省生涯学習政策局
社会教育課関係】**

「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約94万人⇒約122万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)をを目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に当たつての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
 - ▶ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 - ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要
 - ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
 - ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H30予算案	60.1億円の内数	799.7億円
実施か所数 (クラブ児童数)	17,615か所 (平成29年9月) (一体型) 4,554か所 (平成29年5月)	24,573か所 (1,171,162人) (平成29年5月)
実施場所	小学校 69.1%、その他 (公民館、中学校など) 30.9% (平成29年9月)	小学校 54.0%、その他 (児童館、公的施設など) 46.0% (平成29年5月)

今後の方向性

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づき計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

- 全小中学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施

新しい経済政策パッケージ
(平成29年12月8日閣議決定)
【抜粋】

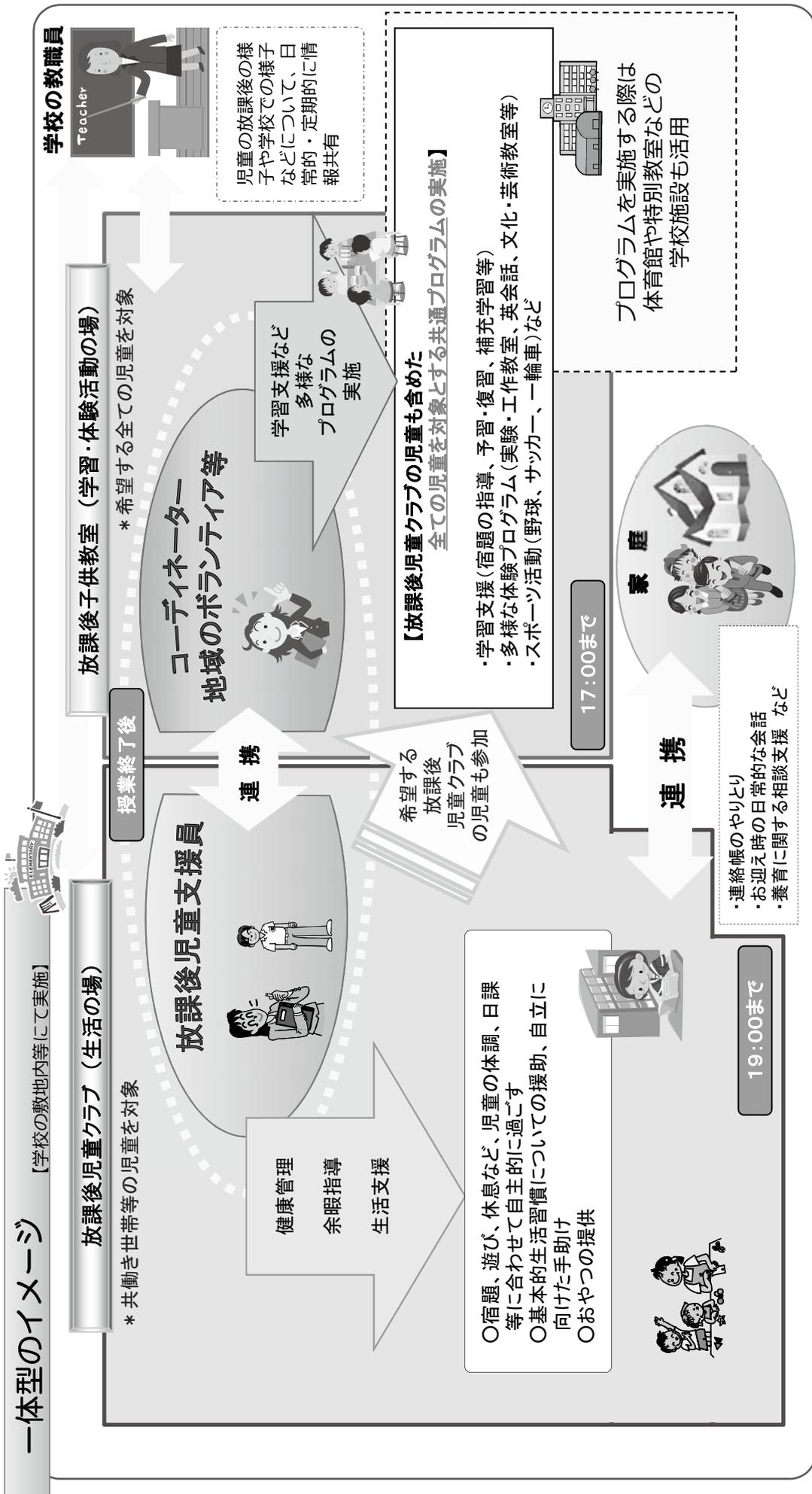
「放課後子ども総合プラン」に基づき2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿確保を、2018年度までに前倒しする。

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
 - 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用
- ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施

一体型のイメージ



放課後子供教室

～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額:6,435百万円の内数)
30年度予算額:6,012百万円の内数
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進

放課後子供教室

(文部科学省)

地域学校協働活動推進員

連携・協力

教育活動推進員
教育活動サポーター

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

特別支援
サポーター

(特に配慮が必要な子供たちへの支援)

参照

大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な地域人材

特別支援学級の介助員、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者など

『放課後子ども総合プラン』
として、実施 (H26.7月策定)

双方で情報共有
(学校区毎の協議会などで一体型・連携型の取組を促進)

放課後児童クラブ

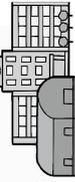
(厚生労働省)

放課後児童クラブ支援員

放課後児童クラブに参加している子供が
放課後子供教室の共通プログラムに参加

【共通プログラムの例】

- 室内での活動
 - ・学習支援(予習・復習、補充学習・ICTを活用した学習活動など)
 - ・多様な体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室など)
- 校庭・体育館での活動
 - ・スポーツ活動(野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など)



平成31年度末までの目標を前倒して実現!

- ①全ての児童を対象とした学習プログラムの強化・充実
- ②放課後児童クラブと一体型又は連携型の放課後子供教室を計画的に整備(特に一体型の取組を加速化)

【H29年度】
17,750か所

半数は放課後
児童クラブと
一体型

【H30年度】
20,000か所

半数は放課後
児童クラブと一体型

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月22日閣議決定)(抜粋)

共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き継ぎ学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

- (3)少子化対策、子供・子育て支援 ②教育の再生
 - ・空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。

地域学校協働活動推進事業

(前年度予算額 6,435百万円)
30年度予算額 6,012百万円

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する。そのため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」の配置や機能強化により、「地域学校協働本部」の整備を推進するとともに、地域学校協働活動の基盤となる学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜日等の教育支援の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

